



重要事項説明書 ～利用のご案内～

【令和7年10月1日 現在】

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(前橋市指定 第 1070101504 号)

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。なお、本重要事項説明書は、当法人の公式サイト (<https://hotakakai.or.jp>) でも閲覧いただくことができます。

※当サービスの利用は、原則として要介護・要支援認定の結果「要介護1～5」と認定された方が対象となります。要介護・要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

○ 事業所名

群馬県知事指定通所介護事業所
社会福祉法人ほたか会『あおなしデイサービスセンター』

○ 代表者名

理事長 樋口 明

○ 管理者名

管理者 荒井 朝子

○ 所在地および連絡先

〒370-3573 群馬県前橋市青梨子町1670
Tel: 027-253-6115
Fax: 027-253-6163
ホームページアドレス <https://hotakakai.or.jp>



○ 事業の目的

当事業所（通所介護事業所）は、要介護状態と認定されたご利用者に対し、介護保険法令に従って、ご利用者本人がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話および機能訓練を行なうことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者ご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために適切な指定通所介護サービスを提供することを目的とした事業所です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めておりますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

○ 運営の方針

1. 当事業所は、ご利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束を行いません。
2. 当事業所は、ご利用者個々の通所介護計画を策定し、効果的なサービスの提供を受けられるように努め、また、サービス担当者会議等において、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、ご利用者が地域において統合的サービスの提供を受けることができるよう努めています。
3. 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気を重視し、ご利用者がにこやかに個性豊かに過ごすことができるよう、サービス提供に努めています。
4. 当事業所は、常にご利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、その他必要なサービスをご利用者の希望に添って適切な提供に努めています。また、特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整備しています。
5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者またはそのご家族に対して、各担当職員間の協議の上作成された通所介護計画等、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともにサービス計画書はご利用者およびご家族に交付し、同意を得て実施するよう努めています。
6. サービス提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供に努めています。

○ 職員の職種、員数および職務内容

1. 管理者 1名（兼務）
管理者は、事業所の従事者の監督および業務等の管理運営を一元的に行ないます。また、通所介護計画を計画作成担当者に担当させます。
2. 看護職員 1名以上（兼務）
看護職員は、利用者の看護及び保健衛生に従事する職員です。
3. 介護職員 2名以上（兼務）
介護職員は、利用者の日常生活上のお世話についての支援及び介護にあたる職員です。
4. 機能訓練指導員 1名以上（兼務）
機能訓練指導員は、利用者に対し、医師の指示のもと必要なリハビリテーションを行なう職員です。
5. 生活相談員 1名以上（兼務）
生活相談員は、利用者およびその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画や指導を行います。

その他、併設の青梨子荘には、栄養調理を担当する管理栄養士・調理員や、経理・事務を担当する事務職員を配置しております。

職員に対しての定期的な研修の機会を設けることにより、職員の資質向上に努めています。

また、関係する委員会を設置し、サービス提供現場における課題を抽出及び分析した上で、必要な対応を検討し、ご契約者の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減につながる取り組みを推進しております。

○ 利用定員

利用定員 30名 （1階15名・2階15名）

○ サービスの内容

当事業所において提供されるサービスは、ご利用者およびそのご家族、計画作成介護支援専門員、当事業所の看護・介護職員、生活相談員、機能訓練指導員等によって、作成される通所介護計画に基づいて、日常生活上のお世話、機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）、その他必要なサービスを提供します。

- （１）通所介護計画の立案
- （２）入浴介助サービス
- （３）食事提供サービス
- （４）送迎サービス
- （５）機能訓練（運動器機能向上）
- （６）口腔機能向上サービス
- （７）アクティビティ（創作活動や集団的レクリエーションなど）
- （８）その他

また、これらのサービス内容については、利用者の方の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その方の心身の状況等を踏まえて、通所介護計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないよう適切に提供されています。（上記サービスのなかにはご利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもございますので具体的にご相談ください。）

○ 営業日および営業時間

- 1. 祝祭日に関係なく年間を通して営業日です。ただし、風水害や積雪その他利用者の送迎に支障がある時は、通所介護を中止いたします。この場合は当施設のホームページ等でお知らせいたします。
- 2. 対象階によって異なります。1 階は営業日の午前9時から午後4時までが営業時間です。2 階は営業日の午前8時30分から午後4時30分までが営業時間です（いずれも送迎の時間は含みません）。ただし、利用者及びその家族、当該居宅サービス計画の作成を担当する介護支援専門員の意向により、提供時間の延長の必要性が認められる場合は、この限りではありません。

○ 利用料およびその他費用の額

1. 利用料

サービスを利用された場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額のうち、負担割合証に基づく自己負担額となります。（詳しくは別表をご参照ください。）

2. その他費用の額

その他費用の額として、食材料費・おむつ代、ご利用者等からの依頼により購入する日常生活品についての実費等は自費負担となります。

3. 留意事項

当通所介護サービスを利用中にご利用者の都合により、サービスの中止または解除を行なった場合には、当該日の居宅サービス計画に位置付けられている介護給付費について、全額算定をさせていただきます。

4. 契約者（身元引受人）

契約者となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 75 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。契約者から請求があった場合には、当事業所は、契約者の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

○ 通常の実施地域

通常のお迎えの区域は次のとおりです。

前橋市、高崎市、渋川市、北群馬郡吉岡町、北群馬郡榛東村（ただし、高崎市は旧倉渕村、旧新町を除きます。渋川市は旧赤城村、旧北橋村、旧小野上村、旧伊香保町を除きます）。

○ お支払い方法

毎月 10 日前後に、前月分の請求書を発行（郵送）いたします。お支払い方法については、銀行振込か引落しにてお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

銀行振り込みご希望の方は、請求書に掲載されている当施設の指定口座へ 10 日以内にお支払いください。

銀行引き落としご希望の方は、東和銀行・ゆうちょ銀行のいずれかで指定口座を登録させていただきます。登録口座より 20 日に引き落としとなります（土・日・祝日の場合は翌営業日）。

○ 事業所利用にあたっての留意事項

1. 喫煙は、所定の場所にて行ってください。（ただし主治医等の判断により、心身の状況によって、控えていただくこともあります。）事業所内の飲酒については、ご遠慮ください。
2. 利用者の火気の取り扱いについては、当施設への可燃物・危険物の持ち込みは禁止です。ライター等は職員が管理させていただきます。
3. 事業所内の設備・備品等の利用は、無断でその形状・位置を変更したり、故意に傷をつけないでください。
4. 事業所への大金・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。小額であれば、管理が可能な範囲において、持ち込んで頂いて構いません。ただし、盗難、紛失等については、当方では責任を負いかねますので、ご了承ください。
5. ご利用日に他医療機関に受診が必要になった場合には、緊急時を除いて、必ず当事業所にご連絡ください。
6. ご面会時の滞在時間については、サービス提供の都合上、食事や入浴等の時間は避けていただき、概ね 2 時間を限度でお願いいたします。（半日以上の日連日にわたるご滞在はご遠慮ください。）

○ 緊急時の対応

1. ご利用者の病状が重篤なものとなり、当事業所における適切な通所介護サービスの対応が困難な状態、または専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的機関を紹介します。
2. 上記の他、通所介護利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、当事業所は、ご利用者およびそのご家族が指定する方に緊急に連絡し、心肺蘇生等適切な救命法を実施するとともに、関係機関への通報等必要な措置を講じます。
3. その他緊急時の対応については、予め利用者およびその家族と当事業所の協議において、定めておくものとします。

○ 非常災害対策

1. 防災設備

消火器具（消火器・屋内消火栓）・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常放送設備・避難器具・誘導灯及び誘導標識・非常電源（自家発電設備）・防排煙制御設備

2. 防災訓練

年 2 回、近隣施設との連携を図りながら実施いたします。

3. 防火管理者

防火管理者 富澤 伸也

4.災害用備蓄物資

当事業所では、ご利用者様の安心に資するよう大規模災害に備えて以下の物資（食糧・飲料水・介護用品等）を備蓄しております。

（食糧・飲料水）	アルファ化米（粥）・高カロリー栄養食・缶詰・飲料水を3日分
（生活・介護用品）	簡易トイレ・オムツ類・ペーパータオル・マスク・ゴミ袋・医療用衛生材料等を7日分
（その他）	青梨子荘には自家発電設備があり大規模災害時のライフラインの確保にも努めております

また、当事業所が所属するほたか会グループの各拠点には、上記の他に2日分（施設備蓄分を合わせると5日分）を想定した食糧および飲料水と0.5ヶ月～1ヶ月分の使用量を想定した生活・介護用品を備蓄しております。

○ 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所では、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修の実施。
- 2 施設が整備した虐待防止のための指針の策定。
- 3 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

○ 禁止事項

・当事業所では、多くの方に安心してサービスを利用していただくため、サービス利用中のご利用者または代理人（身元引受人）、その他ご家族等関係者による以下の行為を禁止しております。

なお、以下2及び3の禁止行為あるいはこれに類する行為が繰り返される場合又は予見される場合に、他のご利用者様及び職員の保護を目的に、当事業所の判断で事前予告なく録画・録音をさせていただくことがあります。

- 1 当事業所内において、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他迷惑行為を禁止します。
- 2 利用継続が困難となる程度の背信行為、反社会的行為やセクハラ行為を禁止します。
- 3 解決しがたい要求を繰り返しい、通常の業務を妨げる事（カスハラ）を禁止します。
- 4 許可なく当事業所内において、撮影（写真、録画）・録音等を行なう事を禁止します。

○ 秘密の保持

当事業所を利用されるご本人およびそのご家族の情報が外部に漏れるということは絶対にありません。（利用終了後も同様です。）ただし、介護保険要支援・要介護（更新）認定調査や介護サービス計画の作成や変更等、適切な介護保険サービスを受けるために必要があるときは、あおなしデイサービスセンター担当者より、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護保険施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する機関への情報提供を予めご利用者またはご家族に了承を得た上で、行なうことがあります。

○ 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で通所介護サービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、関係市町村等にご連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止等の必要な措置を講じます。また、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

○ 苦情処理の体制

相談苦情に対する常設窓口として、サービス管理担当者を配置しています。また、担当者が不在の時にないよう複数の担当者が常時対応できる体制を整えております。

要望苦情等の申し立ての方法については、文書による申し出、口頭による申し出どちらの方法でもできることになっております。（＊ご不明な点は、何でもお気軽にご相談ください。）

<事業所内の窓口>

荒井 朝子 （あおなしデイサービスセンター管理者）

〒370-3573 群馬県前橋市青梨子町 1670

Tel 027-253-6115 Fax 027-253-6163

＜事業所外の窓口＞

群馬県健康保険団体連合会

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335-8

Tel 027-290-1363（代） Fax 027-255-5308

各市町村介護保険担当課窓口

○ 第三者評価の実施について

当事業所は第三者評価を実施しておりません。

○ その他大切な事項

利用される居宅サービス等の事業者は、あくまでも利用されるご本人およびそのご家族が自由に選択できるものであり、特定の事業者に固定されるものではありません。

当施設では、以下のとおり施設見学を随時、受けつけております。その他、介護保険に関する相談、介護サービス利用に関する相談なども受けつけております。お気軽にお問い合わせくださいませ。

受付時間： 9：00～17：30 （日・祝日対応可）

連絡先： 027-253-6115（代）

担当部署： 青梨子コミュニティ事務局 相談担当